



2020年3月5日発行（季刊）

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社

〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASK ビル501

TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202

E-mail npo@hitomachi.org

URL : <http://www.hitomachi.org>

改正児童虐待防止法の施行に思う

市民シンクタンクひと・まち社 松浦恵理子

評価者として児童養護施設や母子生活支援施設を訪れる機会がある。親の都合や虐待で入所に至る例が多く、入所して間もない小さな子どもは、初めて会う私たち評価者に心を開くことは難しい。利用者調査は一人ずつヒアリングを行うが、当然聞き取り調査をすることはできない。しかし、職員に抱き付いて離れない小さな子どもの様子を見ていると、その職員との愛着関係を築きつつあることが感じられる。多くの子どもが「家に帰りたい」と言う中で、「ここに来てよかった」と答える子どもがいる。三度の食事をきちんと食べられ、安心して生活できる場所にいられること、本来であればすべての子どもが当然の権利として守られるべきことが阻害されてきた、入所前の生活を思うと心が痛む。

東京都では「子ども権利ノート」を作成して児童養護施設の小学生以上の子どもに配付し、一人ひとりの子どもが大切な存在であるというメッセージとともに、大切にされる権利、意見や希望を言える権利、心と体の健康が守られる権利、体罰やいじめ、嫌な思いをしない権利などがあること、困ったことがあったときに相談することができる場所があることを伝えている。巻末には児童憲章、子どもの権利条約を載せ、施設では、定期的に子どもの権利について学べる機会を持てるようにしている。

4月から改正児童虐待防止法が施行される。厚生労働省の指針では「子どもへの身体に苦痛や不快感を与える行為は体罰」と初めて定義した。体罰の具体例としては、①注意したが言うことを聞かない

ので頬をたたく、②いたずらをしたので長時間正座させる、③友達を殴ってけがをさせたので同じように殴る、④物を盗んだのでお尻をたたく、⑤宿題をしなかったので夕飯を与えない、という事例をあげている。

小さい子どもがなかなか言うことを聞いてくれなくてイライラする気持ちはよくわかる。「しつけ」は子どもが自分で社会生活を送れるように導くことであり、感情にまかせて子どもをコントロールしようとするのではない。怒りを爆発させる前に、まずは落ち着いて対応することが大切であるけれど、限られた人間関係の中でちょっと相談したりすることができないことも多い。

小さな子どもたちの悲惨な事故のニュースに接する度、どうしてもうちちょっと早く支援の手が差し伸べられなかったのかと思う。どんなに虐待されても、「家に帰りたい」と親を慕う子どもの心を使うとさらに切ない。英語では児童虐待は Child abuse と言い、力を濫用するというニュアンスと聞いた。小さなもの、力の弱いものに対して力を濫用すること、それが虐待。周りの人も他人事ではなく、気づいた人が発信することが大切である。

ひと・まち社 20周年集會を延期します

3月15日に予定していた20周年記念集會は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、4月20日（月）14時に延期いたします。詳細は4面をご覧ください。